

令和7年度葛飾区認可外保育施設利用料助成金

ページ番号1016167

更新日令和7年6月25日

認可外保育施設に通園しているお子さんの保護者へ、保育料の一部を助成します。

3～5歳児クラスのお子さん、0～2歳児クラスの子供世帯のおさんは、下記の認可外保育施設の無償化による助成をご覧ください。

[認可外保育施設の無償化による助成](#)

企業主導型保育事業をご利用の方は、下までスクロールし、「企業主導型保育事業をご利用の方」をご確認ください。

助成対象施設

次の要件を全て満たす認可外保育施設

- (1)児童福祉法第59条の2に基づき、届け出ていること
 - (2)「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されていること
- ※基準を満たす証明がなされている期間が対象です。

※家庭的保育事業所、事業所内保育施設(企業主導型保育事業所を含む。)、院内保育施設、居宅訪問型保育事業所、公立の認可外保育施設は助成対象外です。

区内の対象施設(令和7年4月1日現在)

施設名	住所	電話番号
スマイルキッズ葛飾保育園	西亀有2-20-11-1F	3838-8820
BINGO International School	鎌倉4-28-15	3650-5155

※BINGO International Schoolは、令和5年9月1日から対象になりました。

※「基準を満たしている旨の証明書」の有無は、各都道府県のホームページで確認できます。掲載情報が最新ではない場合がありますので、詳細は直接保育園にご確認ください。

[東京都\(外部リンク\)](#) ☐

[埼玉県\(外部リンク\)](#) ☐

[千葉県\(外部リンク\)](#) ☐

助成対象者

次の要件を全て満たす方

- (1)助成対象施設に児童を月120時間以上預ける月極の利用契約をしていること
- (2)児童が助成金の交付の対象となる月の初日に助成対象施設に在籍していること
- (3)葛飾区において保育の必要性の認定(2号又は3号)を受けていること
- (4)児童及び保護者が助成金の交付の対象となる月の初日に葛飾区に住民登録をし、在住していること
- (5)助成対象施設との利用契約で決められた保育料を滞納せずに支払っていること
- (6)この助成金のほかに保育料、入園料等に係る助成を受けていないこと

※保育の必要性の認定(2号又は3号)の有効期間が助成対象になります。

※複数の助成対象施設に在籍している場合、1つの施設のみ対象となります。

※認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所などに在籍している場合は助成の対象外となります。

保育の必要性の認定(2号または3号)について

この認定を受けるためには、**保育課入園相談係(電話:5654-8278)**で**支給認定申請**をしていただく必要があります。まだ認定を受けていない方は、お早めにご申請ください。なお、認定された方には支給認定証(2号または3号)が交付されます。

助成対象経費

基本保育料(月額)

※延長保育料、教材費、英会話等の受講料、入会金、2回目以降の実費払いとして発生する食事代、おむつ代及び個人的な経費は含みません。

※全ての要件を満たしている月の基本保育料が助成の対象になります。

保育料の助成額 ※申請が必要です！

第1子 児童1人当たり月額15,500円

第2子以降 児童1人当たり月額42,500円

※助成対象経費がこの金額を下回る場合は、実際に支払った額となります。

第2子以降は、食材料費を月額8,000円を上限に区から直接施設に対し、助成します。

申請書類

(1)葛飾区認可外保育施設等利用料助成金申請書

※ページ下の添付ファイルからダウンロードできます。

(2)助成対象施設との利用契約書の写し

※契約者、契約金額、契約時間及び契約期間が確認できる箇所

(3)支給認定証(2号又は3号)の写し

※保育の必要性の認定(2号又は3号)を受けると交付されるものです。

※有効期間内が助成の対象です。

※葛飾区交付のもの

(4)保育料の支払いが確認できる書類(通帳の写し、領収書の写し又は支払証明書)

※通帳の場合、「口座名義人が確認できる箇所」及び「引落とし該当箇所」

※領収書の場合、名義人、支払額及び該当月(○月分保育料など)がわかるもの

※支払証明書の場合、助成対象施設の設置者又は施設長が記入及び押印したもの

申請期限等(令和7年度分)

(1)対象月 令和7年4月1日～令和8年3月31日

(2)締切り 8月分まで 令和7年11月28日(金曜日)

9月以降分 助成方法を検討中のため決まり次第ご案内いたします。

(3)通知・振込時期 5月下旬頃通知・振込

(4)提出先 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 葛飾区役所

子育て施設支援課 私立保育所係 認可外保育施設助成金担当

※郵送又はご持参ください

助成金の交付方法

交付決定通知書送付後、申請書にご記載いただいた口座(対象児童の保護者に限ります。)に振り込みます。

助成金の返還

次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、返還していただくことになります。

- (1)偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (2)助成金の対象要件を欠いていたと認められるとき
- (3)葛飾区認可外保育施設等利用料助成金交付要綱の規定又は葛飾区補助金等交付規則(昭和40年葛飾区規則第55号)の規定に違反したとき

助成金の所得税法上の取扱い

令和3年の税制改正により令和3年1月1日以降の助成金は非課税対象となりました。

企業主導型保育事業をご利用の方

1 助成対象者

- (1) 120時間以上の月極めの契約をしていること。
- (2) 児童及び保護者が生計を一にし、葛飾区に住民登録をし、在住していること。
- (3) 企業主導型保育事業所との利用契約で決められた利用料を滞納せず支払っていること。
- (4) 認可保育所等に在籍していないこと。
- (5) 助成金のほかに、利用料に係る補助を受けていないこと。

2 助成対象施設

施設名	住所	電話番号
DoReMi保育園	亀有3-18-2 セントラルエクセル1階	6662-4410
エレナ保育園	東新小岩1-9-4 レゾナンス1階	6657-7200
みちくさ保育園	新小岩2-3-11ゆートピア21 1階	5879-9929
金町ひよこ保育園	東金町1-29-1 アンジュプラス1階 101号	6231-3952
ペンギン保育園	立石2-31-14 100号室	5670-2008

※上記表に記載している施設は、葛飾区内の施設となっております。

葛飾区在住で、区外の企業主導型保育施設に通われている場合にも助成対象となる場合がございますので、以下担当までお問い合わせください。

子育て施設支援課 私立保育所係 認可外保育施設助成金担当(03-5654-8297)

3 助成対象経費

企業主導型保育事業所に支払った利用料(入会金を除く。)

4 利用料の助成額

受入枠	クラス年齢	月額の上 限 額
従業員枠の子 ども	4歳以上	27,400円
	3歳	23,900円
	1歳～2歳(非課税世帯)	13,500円
	0歳(非課税世帯)	13,400円
	0歳～2歳(課税世帯の第1子)	15,500円
	0歳～2歳(課税世帯の第2子以降)	50,500円
地域枠の子 ども	4歳以上(2号認定子ども)	19,400円
	4歳以上(2号認定子ども以外)	20,000円
	3歳(2号認定子ども)	15,900円
	3歳(2号認定子ども以外)	20,000円
	1歳～2歳(2号認定子ども又は3号認定こどものうち非課税世帯)	13,500円
	0歳(3号認定こどものうち、非課税世帯)	13,400円
	1歳～2歳(2号認定子ども又は3号認定こどものうち課税世帯の第1子)	15,500円
	1歳～2歳(2号認定子ども又は3号認定こどものうち、課税世帯の第2子以降)	50,500円
	1歳～2歳(2号認定子ども又は3号認定子ども以外の第1子)	15,500円
	1歳～2歳(2号認定子ども又は3号認定子ども以外の第2子以降)	50,500円
	0歳(3号認定こどものうち、課税世帯の第1子)	15,500円
	0歳(3号認定こどものうち、課税世帯の第2子以降)	50,500円
	0歳(3号認定子ども以外の第1子)	15,500円
	0歳(3号認定子ども以外の第2子以降)	50,500円

5 申請書類

申請書は以下のPDFからダウンロード可能です。

ご不明点等ございましたら、下記担当窓口にご連絡ください。

6 申請期限等

(1)対象月 令和7年4月1日～令和8年3月31日

(2)締切り 8月分まで 令和7年11月28日(金曜日)

9月以降分 助成方法を検討中のため決まり次第ご案内いたします。

(3)通知・振込時期 5月下旬頃通知・振込

(4)提出先 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 葛飾区役所

子育て施設支援課 私立保育所係 認可外保育施設助成金担当

※郵送又はご持参ください

[企業主導型保育事業における保護者助成金の申請書 \(PDF 175.8KB\)](#) 

添付ファイル

[葛飾区認可外保育施設等利用料助成金Q&A\(申請前にご確認ください\)0210401\) \(PDF 63.3KB\)](#)



[葛飾区認可外保育施設等利用料助成金申請書\(第1号様式の3\)・記載例 \(PDF 113.6KB\)](#) 

[参考\)支払証明書 \(PDF 114.3KB\)](#) 

このページに関するお問い合わせ

子育て施設支援課 私立保育所係

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 葛飾区役所4階 401番子育て支援窓口

電話:03-5654-8297 ファクス:03-5698-1533